

横浜市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正についての修正案

市第72号議案	修正案
<p>第5条に次の5項を加える。</p> <p>5 動物の所有者は、当該動物には、首輪、名札、マイクロチップ等により、当該所有者の氏名、電話番号その他連絡先を明らかにするための措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>6 犬又はねこの飼い主は、当該犬又はねこに適切な方法でしつけを行うよう努めなければならない。</p> <p>7 ねこの飼い主は、原則として、当該ねこを屋内で飼養をするよう努めなければならない。</p> <p>8 実質的にねこの飼い主と同一視される者は、当該ねこを屋外で飼養をする場合には、当該ねこの排せつ物その他の廃棄物の適正な処理その他周辺環境に配慮した適正な飼養を行うよう努めなければならない。</p> <p>9 動物の飼い主は、地震、水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における動物の適正な飼養のための準備を行い、災害が発生した場合には必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>第5条に次の4項を加える。</p> <p>5 動物の所有者は、当該動物には、首輪、名札、マイクロチップ等により、当該所有者の氏名、電話番号その他連絡先を明らかにするための措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>6 犬又はねこの飼い主は、当該犬又はねこに適切な方法でしつけを行うよう努めなければならない。</p> <p>7 ねこの飼い主は、原則として、当該ねこを屋内で飼養をするよう努めなければならない。</p> <p>(第8項削除)</p> <p>8 動物の飼い主は、地震、水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における動物の適正な飼養のための準備を行い、災害が発生した場合には必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>

横浜市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正についての修正案

市第72号議案	修正案
<p>第5条に次の5項を加える。</p> <p>5 動物の所有者は、当該動物には、首輪、名札、マイクロチップ等により、当該所有者の氏名、電話番号その他連絡先を明らかにするための措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>6 犬又はねこの飼い主は、当該犬又はねこに適切な方法でしつけを行うよう努めなければならない。</p> <p>7 ねこの飼い主は、原則として、当該ねこを屋内で飼養をするよう努めなければならない。</p> <p>8 <u>実質的にねこの飼い主と同一視される者は、当該ねこを屋外で飼養をする場合には、当該ねこの排せつ物その他の廃棄物の適正な処理その他周辺環境に配慮した適正な飼養を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>9 動物の飼い主は、地震、水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における動物の適正な飼養のための準備を行い、災害が発生した場合には必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>第5条第8項を修正する。</p> <p>5 動物の所有者は、当該動物には、首輪、名札、マイクロチップ等により、当該所有者の氏名、電話番号その他連絡先を明らかにするための措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>6 犬又はねこの飼い主は、当該犬又はねこに適切な方法でしつけを行うよう努めなければならない。</p> <p>7 ねこの飼い主は、原則として、当該ねこを屋内で飼養をするよう努めなければならない。</p> <p>8 <u>（削除）</u> <u>ねこを屋外で飼養をする場合には、当該ねこの排せつ物その他の廃棄物の適正な処理その他周辺環境に配慮した適正な飼養を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>9 動物の飼い主は、地震、水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における動物の適正な飼養のための準備を行い、災害が発生した場合には必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>

横浜市動物愛護センターの運営について【計画案】の 市民意見募集の結果及び今後の取組について

1 市民意見

平成22年9月市会の常任委員会においてご報告しました「動物愛護センターの運営について【計画案】」の内容について、10月1日から31日までの1か月間、市民のみなさまからの意見募集を行い、254件のご意見が寄せられました。

その主なものとしては、

- ① 野良猫の不妊去勢手術を無料もしくは低料金で行ってほしい。
- ② 日曜日・祝日も開館してほしい。
- ③ 市民ボランティアを公募してほしい。
- ④ 犬やねこの譲渡を推進してほしい。
- ⑤ 炭酸ガスの処分機は設置せず、鎮静麻酔薬で行ってほしい。

などのご意見をいただきました。

2 センターの取組



ご意見を踏まえて、動物愛護センターでは、

- ① 譲渡にあたっては、みだりな繁殖を防止するため、不妊手術又は去勢手術の手数料を、現在の「横浜市畜犬センター条例」に規定している額よりも引き下げます。
- ② 開館時間等は、市民や各種団体等のご要望により、日曜・祝日・夜間も柔軟に対応していきます。
- ③ 市民ボランティアの募集は、公募により実施します。
募集時期や活動内容につきましては、順次お知らせしていきます。
- ④ 引取りを行った傷病や高齢などの犬やねこにも治療や飼育を施し、可能な限り譲渡を推進します。譲渡にあたっては、市民ボランティアや動物関係団体との協働により実施していきます。

**横浜市動物愛護センター条例の制定及び
横浜市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正のポイント**

「横浜市動物愛護センター条例」の制定（設置）により、業務が移管されることに伴い、現行の「横浜市畜犬センター条例」を廃止します。また、これにあわせて「横浜市動物の愛護及び管理に関する条例」の一部を改正します。

動物愛護センター条例の制定【市第 64 号議案】（要旨）

- ① 犬やねこの正しい飼い方やその寿命を全うするまで飼育する「終生飼育」などの動物愛護思想や適正飼育の普及啓発を推進する拠点として、神奈川区に設置します。
- ② 市民ボランティアや動物関係団体等との協働により運営を推進し、収容した動物が可能な限り譲渡されることを目指します。
- ③ 市民の自主的な活動を支援する交流の場として、各種イベントや地域住民の懇談会など施設を有効に活用します。

動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正【市第 72 号議案】（要旨）

- ① 飼い主等の責務として、
 - ・ 動物の終生飼養が困難な場合、新たな飼い主に譲渡するよう努めるとともに、マイクロチップ等による所有者明示や、適切な方法によるしつけ等を行います。
 - ・ ねこを屋外で飼養する場合は、周辺環境に配慮した飼養に努めます。
- ② 行政においては、安易な引き取りは行わず、新たな飼い主への譲渡を推進します。

手数料の制定及び改正の考え方について

○横浜市動物愛護センター条例

	畜犬センター条例	動愛センター条例	考え方
不妊手術又は去勢手術 (1頭又は1匹につき)	5,000 円	3,000 円	収容した犬やねこは、市民ボランティア等との協働により可能な限り譲渡を推進します。譲渡にあたっては、みだりな繁殖を防止する不妊手術又は去勢手術も合わせて推進することから手数料を引き下げます。
マイクロチップの装着 (1頭又は1匹につき)	/	1,500 円	動物の盗難や迷子の防止に役立つマイクロチップは、飼い主の意識の向上等により動物の遺棄や逸走の未然の防止につながることから、医薬材料実費分を手数料として設定します。

○横浜市動物の愛護及び管理に関する条例

	現行	改正	考え方
犬又はねこの引取り (1頭又は1匹につき)	2,000 円	4,000 円	飼い主の都合により、犬及びねこの引取りを行政に依頼するケースが未だに多くあるという現状があります。一度飼育したら最期まで責任を持って飼育するという「終生飼育」の推進および引取りを抑制するため、条例で定める上限額を引き上げます。
	上限額規定		